

平成17年10月11日

企業会計基準委員会 御中

日本公認会計士協会  
会長 藤沼 亜起

企業会計基準公開草案第6号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する  
会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第9号「貸借対照表の  
純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針（案）」  
に対する意見の提出について

貴委員会から平成17年8月10日付けで公表された「企業会計基準公開草案第6号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（案）」及び「企業会計基準適用指針公開草案第9号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針（案）」」について、当協会の意見を別添のとおり申し上げます。

以 上

**企業会計基準公開草案第6号「貸借対照表の純資産の部の表示に  
関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第9号  
「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針（案）」  
に対する意見**

平成17年10月6日  
日本公認会計士協会

このたび公表されました標記「企業会計基準公開草案第6号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（案）」」（以下「会計基準（案）」という。）及び「企業会計基準適用指針公開草案第9号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針（案）」」（以下「適用指針（案）」という。）に対する当協会としての意見を、以下のとおり申し上げます。

**1. 既存の会計基準と異なる取扱いについて（会計基準（案）第1項）**

（コメント）

会計基準に関して、既存の会計基準と異なる取扱いを定めているものについては、これらを具体的に明示すべきと考える。

（理由）

会計基準（案）第1項では、既存の会計基準と異なる取扱いを定めているものについては、既存の会計基準よりも本会計基準の取扱いが優先するとしているが、既存の会計基準が必ずしも明確ではないので、具体的に明示すべきと考える。

**2. 「子会社の資本」の記載について（適用指針（案）第5項）**

（コメント）

「子会社の資本」の用語は、純資産の部における株主資本などの科目名と類似するので、他の用語に置き換えるべきと考える。

また、「払込資本」と「留保利益」のように必ずしも定義が明確でない用語も使用されているので、用語を定義するか又は純資産の部に記載される勘定科目名を用いて記載すべきと考える（会計基準（案）第22項。なお、他の公開草案においても同様の問題がある。）。

（理由）

会計基準（案）及び適用指針（案）では、従来の資本の部の表示に代えて純資産の部の表示とし、株主資本を明示するとともに、その内訳科目として資本金が表示されることになる。

適用指針（案）第5項における「子会社の資本」の用語は、子会社の純資産の部のうちいずれを指すものかわかりにくいので、他の用語に置き換えるべきと考える。

### 3. 適用指針（案）の設例1について

（コメント1）

適用指針（案）の設例1において、子会社の個別財務諸表の純資産の部に計上された繰延ヘッジ利益は、資本連結上、評価差額に振り替えた上で投資勘定と相殺消去すべきでないか。

（理由）

資本連結上、子会社の個別財務諸表の純資産の部に計上された繰延ヘッジ利益は、資産及び負債の時価評価に伴う評価差額に該当する（適用指針（案）第22項）ため、いったん振替えを行った上で、投資勘定と相殺消去を行うべきと考える。

（コメント2）

適用指針（案）の設例1の（参考）として、「会計基準及び本適用指針の適用前における会計処理」が例示されているが、この例示に適用されるべき現行の会計基準等の名称などが記載されていないので、根拠となる会計基準等を具体的に記載すべきと考える。

当該参考は、適用指針（案）第22項の「すなわち、これまで子会社が繰延ヘッジ損益を資産及び負債に計上していた場合でも、当該繰延ヘッジ損益は評価差額に該当するため、親会社の子会社への投資に対応する子会社の資本に含まれている。」の記載を受けたものと解されるが、資本連結上、資産又は負債に計上している繰延ヘッジ損益を評価差額として処理する考え方がどのような会計基準等を根拠としているのか明確でないため、理解が難しくなっている。

そのため、当該記載の根拠となる会計基準等を示し、より理解しやすい表現にすべきと考える。

（理由）

適用指針（案）の設例1の（参考）では、「会計基準及び本適用指針の適用前における会計処理」が示されている。しかしながら、現行の会計基準等におけるその根拠が明確でなく、実務上、混乱が生じる可能性があるため、適用すべき会計基準等を具体的に記載すべきと考える。

以 上